



# 令和8年度 就学援助制度のご案内



小田原市教育指導課

小田原市ではお子様が経済的に不安なく学校に通えるよう、学校の費用を援助しています。援助を受けるには毎年度申請が必要です。WEBでの申請がおすすめです。

## 1 申請期間 令和8年4月1日（水）～4月30日（木）

ただし、学校窓口は始業式から受付を始めます。

翌年1月末まで申請できますが、4月申請者のみ支給される費目があります。

## 2 申請方法

次の（１）～（４）のいずれかで申請してください。

- （１）WEBでの申請……右の二次元コードから
- （２）申請書を始業式以降に市立小中学校窓口へ提出（平日）
- （３）申請書を教育指導課窓口へ提出（平日 8:30～17:15）
- （４）申請書を教育指導課へ郵送（消印日を受付日とします）

申請用二次元コード



\* 次の③～⑧に該当する方は証書等のコピーを添付してください。

\* 次の⑨の方で市外住民登録者、1月2日以降転入者は、令和8年度課税証明書を後日提出してください。

## 3 対象者

お子様が市立・県立・国立小中学校に在籍し、次のいずれかに該当する方。

- ① 生活保護が停止または廃止された
- ② 市民税の非課税または減免の扱いを受けた（同居の全員が非課税または罹災等による減免のみ）
- ③ 個人事業税の減免の扱いを受けた
- ④ 固定資産税の減免の扱いを受けた（新築の減免は除く）
- ⑤ 国民年金保険料の全額免除の扱いを受けた（成年の世帯員全員が全額免除の場合）
- ⑥ 国民健康保険料の減免の扱いを受けた
- ⑦ 児童扶養手当が支給された（児童手当、福祉医療証、ひとり親家庭等医療費助成ではありません）
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けた
- ⑨ 経済的に困窮している（原則、生計同一世帯全員の前年所得を基準に判定します）

⑨の場合の所得目安です。世帯の年齢構成により結果が異なります。目安を計算できるシートを公開しています。

詳しくは **小田原市 就学援助** で検索。

原則前年所得を基準にしますが、主たる生計維持者の失業や死亡による現年所得の大幅な減少も対象です。特記事項に詳細をご記入下さい。

世帯人数	世帯構成例	基準所得目安
2人	母・子	200万円
3人	父・母・子	250万円
4人	父・母・子・子	300万円

※ただし、他市区町村で就学援助費の支給を受けている方、受ける予定の方は対象外となります。

#### 4 認定通知発送日・支給日

- ・認定通知は7月下旬に発送します。届かない時は教育指導課へご連絡ください。
- ・援助費は7月末日、11月末日、3月末日に分けて支給します。

#### 5 援助費目等一覧 (変更する可能性があります)

費目	支給対象者	年間支給額 (円)	
		小学生	中学生
学用品費	全学年	11,630	22,730
通学用品費	小1・中1 <u>以外</u>	2,270	2,270
新入学用品費	小1 (入学前支給済の方は対象外)	57,060	—
新入学準備費	小6	63,000	—
修学旅行費	修学旅行参加者	上限 22,690	上限 60,910
校外活動費 (宿泊なし)	校外活動参加者	1,600	2,310
校外活動費 (宿泊あり)	校外活動参加者	上限 3,690	上限 6,210
通学費	特定対象者	上限 40,020	上限 80,880
眼鏡購入費	特定対象者 (別途要申込)	上限 18,000	
学校給食費	給食費を負担している方	認定者は申請月から学校給食費がかかりません	

\* 却下や途中で認定要件を満たさなくなったときは、学校給食費と放課後児童クラブ保護者負担金を該当月からお支払いいただきます。

#### 6 眼鏡購入費 (税込 18,000 円まで)

- ・学校定期健診で裸眼及び矯正視力が両眼とも 0.6 以下だった方が対象です。
- ・認定通知同封の申込書を学校へご提出ください。後日眼鏡購入券を発行します。
- ・購入券発行前や指定店以外での購入、コンタクトレンズやスポーツ眼鏡は対象外です。
- ・眼鏡購入費の援助は、小中学校在籍時に各1回までです。

#### 7 放課後児童クラブの費用について

就学援助認定者は放課後児童クラブ保護者負担金が免除されます。

※別途教育総務課への申請が必要です。

#### 8 問い合わせ先

- 就学援助：教育指導課 学事・教職員係 ☎ 0465-33-1682
- 学校給食費：保健給食課 給食係 ☎ 0465-33-1694
- 眼鏡購入費：保健給食課 保健係 ☎ 0465-33-1691
- 放課後児童クラブ：教育総務課 地域教育推進係 ☎ 0465-33-1731

就学援助費支給認定申請書

小田原市教育委員会 御中  
小田原市会計管理者 様

次のとおり就学援助費を申請します。なお認定事務にあたり、小田原市教育委員会が世帯員の税務情報等及び他市区町村での就学援助受給状況を閲覧・照会することに同意します。

援助費は欄内の振込先金融機関口座へ口座振替にてお支払いください。

申請日	令和8年4月1日		令和8年1月1日に住民票が小田原市にある <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
			いいえの方→1月1日に住民票のあった市区町村の令和8年度課税証明書を経6月1日以降に取得し、提出してください。																	
			他市町村から就学援助費を受給中もしくは受給予定ではない。 (他市町村と重複して受給はできません) <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																	
申請者	氏名	小田原 太郎		生年月日	昭和56年 小田原太郎 平成元年1月1日															
	住所	小田原市 間違いは二重線で訂正し、隣に申請者の氏名を書いてください																		
申請者を除く世帯員	氏名	続柄	生年月日	小中学校名																
	小田原 一郎	子	平成25年4月2日	〇〇中学校																
	小田原 次郎	子	平成30年12月31日	〇〇小学校																
	小田原 花子	妻	平成元年6月1日																	
				年 月 日																
	世帯員が書ききれないときは特記事項に書いてください																			
現在の状況	該当項目をチェックする (3~8の場合は関係書類を添付してください)																			
	<input type="checkbox"/> 1 生活保護が停止・廃止された	<input type="checkbox"/> 2 市民税が非課税または減免された <small>(同居の全員が非課税または罹災等による減免のみ)</small>	<input type="checkbox"/> 3 個人事業税が減免された	<input type="checkbox"/> 4 固定資産税が減免された <small>(新築の減免は除く)</small>	<input type="checkbox"/> 5 国民年金保険料が全額免除された <small>(世帯員全員が全額免除の場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/> 6 国民健康保険の保険料が減免された	<input type="checkbox"/> 7 児童扶養手当が支給された <small>(対象外: 児童手当、福祉医療証、ひとり親家庭等医療費助成)</small>	<input type="checkbox"/> 8 生活福祉資金の貸付を受けた	<input checked="" type="checkbox"/> 9 1~8に該当しないが経済的に困窮している <small>(主たる生計維持者の失業や死亡により現年所得が大きく減少する場合は特記事項にも詳細を記入してください)</small>											
振込先	金融機関	〇〇 銀行・金庫・組合 農業協同組合		××	本店 支店	種別	普通													
	口座番号	* * * * *	名義	カタカナ (申請者同一名義) オダワラ タロウ																
特記事項	申請者と同じ名義の口座のみ																			
	<table border="1"> <tr> <td>收受日</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">受付番号</td> </tr> </table>							收受日								受付番号				
收受日																				
	受付番号																			